平成２９年（フ）第１１４号
新潟県長岡市逆谷2618番地
債務者　中野裕史郎
1　決定年月日時　平成30年３月５日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月26日まで
新潟地方裁判所長岡支部破産係

平成２９年（フ）第１５６号
新潟県長岡市旭町２丁目３番地25　サニーレジデンスⅢ502号室
債務者　鈴木　信弘
1　決定年月日時　平成30年３月５日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月26日まで
新潟地方裁判所長岡支部破産係

平成２９年（フ）第１６０号
新潟県柏崎市松波３丁目３番17号
債務者　工藤　民子
1　決定年月日時　平成30年３月５日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月26日まで
新潟地方裁判所長岡支部破産係

平成３０年（フ）第１１３号
札幌市豊平区豊平３条６丁目１番38号　鈴木マンション203号
債務者　渡邊　秀和
1　決定年月日時　平成30年３月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月27日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成３０年（フ）第１４９号
札幌市中央区南11条西１丁目２番15―502号
債務者　飯島　悦子
1　決定年月日時　平成30年３月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月27日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成３０年（フ）第２１２号
札幌市北区北23条西５丁目１番15―402号
債務者　山﨑　基志
1　決定年月日時　平成30年３月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月27日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第２８３号
釧路市富士見１丁目６番17号　富士見テラスハウス、申立前の住所釧路市南大通４丁目２番1075号
債務者　長谷川春樹
1　決定年月日時　平成30年３月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月27日まで
釧路地方裁判所

平成３０年（フ）第２４号
釧路市昭和南３丁目15番５号　アヴァンツァーレ昭和２階206
債務者　松井　一恵（旧姓宗原）
1　決定年月日時　平成30年３月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月27日まで
釧路地方裁判所

平成３０年（フ）第２８号
釧路市花園町３番３号
債務者　遠藤　　暢
1　決定年月日時　平成30年３月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月27日まで
釧路地方裁判所

平成３０年（フ）第３３号
釧路市入舟７丁目２番５号　田中マンション
債務者　本間佐江子
1　決定年月日時　平成30年３月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月27日まで
釧路地方裁判所

平成２９年（フ）第１５６８号
千葉県八千代市八千代台西９丁目５番６号　カサグランデⅢ参番館202号
債務者　山口美那子（旧姓相澤）
1　決定年月日時　平成30年２月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月27日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２９年（フ）第１５７１号
千葉県市原市五井5390番地３　ハイツ若葉101号
債務者　末吉　　剛
1　決定年月日時　平成30年２月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月27日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２９年（フ）第１６１１号
千葉市若葉区千城台東４丁目19番４棟405号
債務者　安倍節津子
1　決定年月日時　平成30年２月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月27日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成３０年（フ）第１１号
千葉市花見川区幕張町３丁目894番地２　ハイツキャピタル101号
債務者　榎屋　真剛
1　決定年月日時　平成30年２月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月27日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成３０年（フ）第２１号
千葉県市川市幸１丁目14番９号　（進栄タウンハウス16号）
債務者　藤田奈津美
1　決定年月日時　平成30年２月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月27日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成３０年（フ）第２５号
千葉県市原市姉崎3221番地２　ダイアパレス千葉青葉台W512
債務者　鎌田　迪子
1　決定年月日時　平成30年２月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月27日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成３０年（フ）第４５号
千葉県市川市曽谷３丁目19番５号　（メゾン富士見202号）
債務者　氏家祐美子
1　決定年月日時　平成30年２月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月27日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係